

秋田市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年2月1日

秋田市長 穂 積 志

専決第66号

専 決 処 分 書

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第11号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年12月25日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,064,152千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 6,395,584	千円 600,000	千円 6,995,584
	2 基金繰入金	6,134,655	600,000	6,734,655
歳入合計		159,464,152	600,000	160,064,152

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		16,766,584	600,000	17,366,584
	2 道路橋りょう費	4,134,631	600,000	4,734,631
	歳 出 合 計	159,464,152	600,000	160,064,152